

燕・弥彦総合事務組合告示第32号

燕・弥彦総合事務組合が建設する新斎場の設計業務委託について、下記のとおり参加者を募集します。

平成23年12月1日

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

1. 業務概要

- (1) 業務名 燕・弥彦総合事務組合 斎場設計業務委託
- (2) 業務概要 燕・弥彦総合事務組合斎場とそれに付帯する外構整備に関する基本設計及び実施設計業務ほか
- (3) 履行期間 平成25年3月15日(金)まで
ただし、基本設計業務の完了期限は、平成24年5月31日(木)とします。

2. 選定の方法

- (1) 公募型プロポーザル方式(二段階審査)で行います。
- (2) 第1次技術提案審査は、参加者から審査書類の提出を求め、審査により第2次技術提案審査対象者を3~4者程度選定します。
- (3) 第2次技術提案審査は、第1次技術提案審査で選定されたものを対象に技術提案書等の提出を求めるとともに、ヒアリングを実施し、最も優れた提案を行った1者(最優秀者)及び次点1者をそれぞれ特定します。

3. 参加資格要件

- (1) 参加資格は、次の掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ア. 参加者は、2者で構成される設計共同企業体とする。その代表者(以下、「代表構成員」という。)は、新潟県内に本社(店)を有する者とし、代表者以外の者(以下、「その他の構成員」という。)は、燕市及び弥彦村に本社(店)または支社(店)若しくは営業所を有し、2者ともに建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。なお、共同企業体の結成については、参加者が自主的に行うものとする。
 - イ. 代表構成員は、建築士法第2条2項に規定する一級建築士が、常時雇用で3名以上在籍する一級建築士事務所とする。
 - ウ. 設計共同企業体の出資比率は、代表構成員が最大とし、その他の構成員は15%以上とする。
 - エ. 設計共同企業体の代表構成員は、公告日現在において、平成23・24年度燕・弥彦総合事務組合入札参加登録者名簿(委託)に登録されていること。その他の構成員は、参加表明

書・第 1 次技術提案書等書類の提出日初日の前日までに、同名簿に登録されていること。
オ.設計共同企業体の代表構成員は、平成 8 年度以降に延床面積 1,500 m²以上の国及び地方
公共団体が所有する施設で、不特定多数の人が使用する新築建物に係る基本及び実施設計
に関する設計委託業務を直接受注(設計共同企業体での構成員でも可とする。)し、かつ、
当該施設が完成している実績を有すること。

カ.設計共同企業体の代表構成員は、一級建築士の資格を有する総括責任者を 1 名と、一級
建築士の資格を有する意匠担当の主任技術者を 1 名配置すること。その他の構成員は、
前記した職務の補佐技術者若しくは、他の分野での主任又は補佐技術者として、一級建
築士の資格を有する者 1 名以上を配置すること。

キ.総括責任者は、この業務期間中に、他の契約等により常駐又は、専任を義務付ける業務
を兼務しないこと。

ク.各構成員は、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ケ.本件事業公告の日から第 1 次審査終了の期間、新潟県知事、燕市長、弥彦村長及び燕・
弥彦総合事務組合管理者から指名停止の処分を受けていない者。

(2) 各構成員及び(3)で定める協力者は、本プロポーザル参加のため複数の設計共同企業体を
結成又は参加することは出来ない。また提案についても、一つの設計共同企業体は 1 提案
とする。

(3) 協力者(協力事務所)

参加表明書を提出する者は、本業務に関する専門分野(総括責任者及び意匠担当主任技
術者を除く。)について、協力者(協力事務所)を加えることができる。

4. 手続等

(1) 事務局

〒959-0248 新潟県燕市吉田浜首 408-1

燕・弥彦総合事務組合 生活関連施設建設室

0256-92-1119 fax 0256-92-1129 Eメール jimukyoku@tysogo.jp

(2) 参加表明書等の交付

「参加表明書・第 1 次技術提案書」など、本プロポーザルに参加するために必要となる書
類と「燕・弥彦総合事務組合斎場設計業務委託仕様書(案)」「燕・弥彦総合事務組合斎場建設
基本構想」は、次のとおり交付します。

交付場所

事務局

交付方法

ア.事務局において直接入手する。

イ.郵送により入手する。

返信用封筒(住所、氏名、郵便番号を記載し 540 円分の切手を角型 2 号封筒に貼付の
うえ、簡易書留郵便としたもの。)を事務局宛に簡易書留郵便で郵送し請求してください。
その場合は、請求封筒の表に必ず「プロポーザル参加手続書類請求」と朱書きしてくださ
い。

事務局窓口及び郵送での交付期間

平成 23 年 12 月 1 日(木)～平成 23 年 12 月 15 日(木)

事務局窓口での交付時間：土・日曜日を除く平日の 8 時 30 分～17 時 15 分まで。

郵送により請求する場合は、交付期間内に請求封筒が事務局に到着したものに限り受け付けます。

(3) 参加証明書等の提出手続

提出期間

平成 23 年 12 月 16 日(金)～平成 23 年 12 月 28 日(水)

事務局窓口での受付時間：土・日曜日及び祝祭日を除く平日の 8 時 30 分～17 時 15 分まで。

提出場所

事務局

提出方法

提出期間内に、事務局に直接持参または郵送により提出してください。郵送の場合は簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期間までに必着としてください。

提出書類及び提出部数

- ア.参加表明書・第 1 次技術提案書(様式 1) 7 部
- イ.設計共同企業体参加資格審査申請書(様式 1-2) 7 部
- ウ.配置予定技術者調書(構成員全員)(様式 1-3) 7 部
- エ.設計事務所概要(代表構成員)(様式 2) 7 部
- オ.設計事務所概要(その他の構成員)(様式 2-2) 7 部
- カ.代表構成員事務所の業務実績(様式 3) 7 部
- キ.提案チームの経歴(様式 4) 7 部
- ク.総括責任者の自信作(様式 5) 7 部
- ケ.意匠担当主任技術者の自信作(様式 6) 7 部
- コ.協力事務所概要(様式 7) 7 部
- サ.各一級建築士事務所登録通知書の写し 2 部
- シ.受託した場合に配置される者の、一級建築士を免許証の写し 2 部
- ス.受託した場合、構造一級建築士及び設備一級建築士として配置される者の講習終了通知書の写し . 2 部
- セ.受託した場合、建築コスト管理士又は建築積算士として配置される者の登録証の写し 2 部
- ソ.一級建築士 3 名以上が代表一級建築士事務所に常時雇用で在籍していることを証明できる書類 . . 2 部

提出書類等作成及び提出上の注意事項

- ア.提出書類は紙ベースとします。電子媒体のみでの提出では受付はしません。
- イ.提出した書類等の変更及び修正は原則出来ない。ただし各技術担当者名簿において事故等の特別な理由があった場合はこの限りではない。
- ウ.提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限ります。

5．契約の締結

燕・弥彦総合事務組合斎場設計業務公募型プロポーザル実施要項による。

6．その他

本プロポーザルの執行に関し、この掲示に記載のないものは、燕・弥彦総合事務組合斎場設計業務公募型プロポーザル実施要項によるものとする。